

平成28年度 受賞者名簿

◇日本スポーツ少年団顕彰事業

*表彰 市区町村スポーツ少年団

- ・ 沼 田 市 スポーツ少年団
- ・ 渋 川 市 スポーツ少年団
- ・ 富 岡 市 スポーツ少年団

*表彰 指導者

- ・ 加 藤 満 前橋市 ・ リトル清里スポーツ少年団
- ・ 細 貝 昭 吾 伊勢崎市 ・ 伊勢崎市柔道スポーツ少年団
- ・ 重 田 真 吾 草津町 ・ 草津町スキースポーツ少年団
- ・ 加 藤 和 子 高崎市 ・ 県指導者協議会運営委員・南陽台小スポーツ少年団

◇群馬県スポーツ少年団顕彰事業

功労者(市町村推薦)

	市町村名	功労者名		市町村名	功労者名
1	前橋市	山田 芳裕	27	沼田市	小野 広樹
2	前橋市	根岸 淳	28	沼田市	田辺 隆久
3	前橋市	荒木 忠晴	29	館林市	川島 正徳
4	前橋市	小林 紀之	30	館林市	山路 裕子
5	前橋市	松村 昭寿	31	館林市	増谷 直子
6	前橋市	原田 康弘	32	渋川市	石井 充俊
7	前橋市	出口 昭人	33	渋川市	大村 和之
8	前橋市	中嶋八千代	34	渋川市	斉藤 章吉
9	高崎市	神沢 久幸	35	藤岡市	御供 幸市
10	高崎市	藤原 淳	36	藤岡市	丸山 環
11	高崎市	遠山 雄彦	37	藤岡市	高柳 和浩
12	桐生市	大島 孝夫	38	富岡市	北村 勝也
13	桐生市	福島 大輔	39	富岡市	飯塚 富也
14	桐生市	斉藤 祐史	40	富岡市	山口 賢司
15	伊勢崎市	島田 択志	41	吉岡町	青木 義和
16	伊勢崎市	牧野 武浩	42	吉岡町	中島 弘二
17	伊勢崎市	関根 直人	43	草津町	上坂 尚己
18	伊勢崎市	佐々木 篤	44	板倉町	山岸 英明
19	太田市	坂本 義之	45	千代田町	村田 全史
20	太田市	関口 智	46	大泉町	小林 啓二
21	太田市	渡邊 浩伸	47	大泉町	坂本 健治
22	太田市	稲葉 和明	48	邑楽町	茂木 金一
23	太田市	斉藤 雅彦	49	邑楽町	岩松 拓馬
24	太田市	木村 一佳			
25	沼田市	天野 純一			
26	沼田市	大平 則子			

功労者(専門部会推薦)

	市町村名	功労者名
50	空手道	横堀美枝子
51	バレーボール	佐藤祐三子

◇群馬県スポーツ少年団顕彰事業

優良単位団

	市町村名	受賞単位団
1	前橋市	元総社FCスポーツ少年団
2	前橋市	芳賀ジュニアスポーツ少年団(軟式野球)
3	前橋市	芳賀ジュニアスポーツ少年団(ミニバスケットボール)
4	前橋市	大室FCスポーツ少年団
5	高崎市	北部ビクトリーズスポーツ少年団
6	高崎市	城山フットボールクラブスポーツ少年団
7	高崎市	中川バレーボールクラブスポーツ少年団
8	桐生市	桐生ガールズドッジボールスポーツ少年団
9	桐生市	桐生川内ミニバスケットクラブスポーツ少年団
10	桐生市	ST桐生ジュニアスポーツ少年団
11	伊勢崎市	あずまJrスキークラブスポーツ少年団
12	伊勢崎市	伊勢崎あずま南ミニバススポーツ少年団
13	伊勢崎市	境柔道スポーツ少年団
14	太田市	藪塚チェリーズスポーツ少年団
15	太田市	木崎少年野球部スポーツ少年団
16	太田市	FC新田88スポーツ少年団
17	沼田市	沼田チェリーズスポーツ少年団
18	沼田市	沼田バレーボールトレーニングセンタースポーツ少年団
19	館林市	AC館林フェリススポーツ少年団
20	渋川市	橘KIDSミニバスクラブスポーツ少年団
21	渋川市	渋川中央柔道スポーツ少年団
22	藤岡市	鬼中サッカーサポートスポーツ少年団
23	藤岡市	鬼石ツインズスポーツ少年団
24	富岡市	富岡柔道教室スポーツ少年団
25	みどり市	MIDORI CITYジュニアバドミントンクラブスポーツ少年団
26	吉岡町	吉岡町ジュニアバドミントンスポーツ少年団
27	草津町	草津町剣道スポーツ少年団
28	板倉町	板倉サッカークラブジュニアスポーツ少年団
29	明和町	明和Jrソフトボールクラブスポーツ少年団
30	千代田町	千代田ミニバスケットボール男子スポーツ少年団
31	大泉町	ジュニアライオンズスポーツ少年団
32	邑楽町	邑楽町卓球スポーツ少年団

群馬県スポーツ少年団顕彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、群馬県スポーツ少年団運営規程第4条第1項第6号に基づく、スポーツ少年団の顕彰についての必要な事項を定める。

(顕彰の形式)

第2条 顕彰は群馬県スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状及び記念品とする。

(顕彰の基準)

第3条 この顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

- (1) 永年にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のある単位スポーツ少年団を優良単位団として表彰する。
- (2) 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録指導者を功勞者として表彰する。
- (3) その他顕著な功績があるとして、群馬県スポーツ少年団本部長が特に認めたものを表彰する。

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、市町村スポーツ少年団常任委員からなる選考委員会の議を経て、別に定める様式により市町村スポーツ少年団本部長が所定の期日までに、群馬県スポーツ少年団本部長あて推薦を行う。

ただし、第3条第1項3号については、群馬県スポーツ少年団常任委員会の推挙による。

(表彰者の決定)

第5条 表彰者の決定は、群馬県スポーツ少年団常任委員会にて行う。

(要綱の変更)

第6条 本要綱の改正は、群馬県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年3月22日改正施行し、本要綱施行にあたり、別に施行基準を設ける。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

群馬県スポーツ少年団顕彰要綱施行基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、群馬県スポーツ少年団顕彰要綱（以下、「顕彰要綱」という。）施行にあたっての必要な事項について定める。

(顕 彰 基 準)

第2条 顕彰要綱第3条の永年とは次の各号のとおりとする。

- (1) 顕彰要綱第3条第1項1号の永年とは、5年以上をいう。
- (2) 顕彰要綱第3条第1項2号の永年とは、5年以上継続して登録していることをいう。
- (3) 顕彰要綱第3条第1項1号の表彰とは、5年経過した後の再度の表彰を妨げない。

(顕 彰 数)

第3条 顕彰の数については、各市町村スポーツ少年団における前年度登録の実績から次のように定める。

(1) 顕彰要綱第3条第1項1号の優良単位スポーツ少年団

ア 登録団30団未満又は、登録団員500人未満の場合 1団以内

イ 登録団30団以上50団体未満又は、登録団員500人以上
1,000人未満の場合 2団以内

ウ 登録団50団以上又は、登録団員1,000人以上の場合 3団以内

エ 登録団100団以上又は、登録団員2,000人以上の場合 4団以内

(2) 顕彰要綱第3条第1項2号の功労者

ア 登録指導者50人未満の場合 1人以内

イ 登録指導者50人以上100人未満の場合 2人以内

ウ 登録指導者100人以上の場合 3人以内

エ 以下100人を超えるごとに1人を増やすことができる。

(推 薦)

第4条 市町村スポーツ少年団は毎年11月30日までに、所定の様式をもって群馬県スポーツ少年団本部長あて推薦を完了する。

第5条 群馬県スポーツ少年団常任委員会は、上記推薦書を審査し、群馬県スポーツ少年団本部長が顕彰を行う。

附 則

この施行基準は、平成16年3月12日から改正施行する。

附 則

この施行基準は、平成23年5月13日から改正施行する。

附 則

この施行基準は、平成24年4月1日から改正施行する。